



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 8月19日金曜日 第2800号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則..... (土木管理課) ... 630

告 示

落札者等の告示 (2件) (消防防災安全課) ... 631

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (経営支援課) ... 631

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) ... 632

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正 (漁政課) ... 633

漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産課) ... 635

公共測量の実施の通知 (道路維持課) ... 635

愛媛県証紙売りさばき人の指定 (会計課) ... 635

指定障害福祉サービス事業者の指定 (中予地方局地域福祉課) ... 635

道路の供用開始 (県道砥部伊予松山線) (中予地方局管理課) ... 636

開発行為に関する工事の完了 (中予地方局建築指導課) ... 636

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第3 (第19条、第28条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ~ 10 省略</td></tr> <tr><td>11 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内</td></tr> </table>	1 ~ 10 省略	11 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内	<p>別表第3 (第19条、第28条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ~ 10 省略</td></tr> <tr><td>11 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内</td></tr> </table>	1 ~ 10 省略	11 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内
1 ~ 10 省略					
11 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内					
1 ~ 10 省略					
11 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内					

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則 (昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所</td> <td>省略 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 南予地方局愛南土木事務所内</td> </tr> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	省略 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 南予地方局愛南土木事務所内	<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所</td> <td>省略 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 南予地方局愛南土木事務所内</td> </tr> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	省略 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 南予地方局愛南土木事務所内
名 称	場 所								
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	省略 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 南予地方局愛南土木事務所内								
名 称	場 所								
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿開 覧所	省略 南宇和郡愛南町御荘平城3048番地 南予地方局愛南土木事務所内								

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表(第4条関係) <table border="1"> <tr><td>1~9 省略</td></tr> <tr><td>10 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内</td></tr> </table>	1~9 省略	10 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内	別表(第4条関係) <table border="1"> <tr><td>1~9 省略</td></tr> <tr><td>10 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内</td></tr> </table>	1~9 省略	10 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内
1~9 省略					
10 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内					
1~9 省略					
10 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局愛南土木事務所内					

(愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第4条 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成15年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表(第2条関係) <table border="1"> <tr><td>1~5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内</td></tr> </table>	1~5 省略	6 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内	別表(第2条関係) <table border="1"> <tr><td>1~5 省略</td></tr> <tr><td>6 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内</td></tr> </table>	1~5 省略	6 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内
1~5 省略					
6 <u>南宇和郡愛南町城辺甲2420番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内					
1~5 省略					
6 <u>南宇和郡愛南町御荘平城3048番地</u> 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課内					

附 則

この規則は、平成28年8月22日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第932号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ヘリコプターテレビ電送システム(地上設備)一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年8月4日	NECネットエスアイ株式会社松山営業所 愛媛県松山市一番町1丁目15番地2	183,600,000円	一般競争入札	平成28年6月24日

○愛媛県告示第933号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
実火災体験型訓練装置一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年8月4日	株式会社ヤマダ 愛媛県松山市南江戸1丁目2番26号	39,960,000円	一般競争入札	平成28年6月24日

○愛媛県告示第934号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産

業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ハローズ中寺店	今治市中寺字宮ノ下 965番 1 外20筆	駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	13箇所	12箇所	平成27年 10月30日	平成28年 8月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第935号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年7月21日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2 項第1号、第 2号、第4号 及び第5号に 掲げる融資機 関が同条第1 項第1号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第5号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第2条第2 項第1号、第 2号、第4号 及び第5号に 掲げる融資機 関が同条第1 項第1号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第1号に掲 げる融資機関 が同条第1項 第2号から第 4号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第2条第2 項第2号から 第5号までに 掲げる融資機 関が同条第1 項第2号から 第4号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金	年1分3厘	年1分3厘	年8厘	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ の他の農作物 の生産、流通 又は加工に必 要な施設の改 良、造成、復 旧又は取得に 要する資金	年1分3厘	年1分3厘	年8厘5毛

(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)				(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)		年1分3厘	年8厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)		年1分3厘	年8厘5毛
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第936号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年7月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年8月19日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第1		漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第1	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号まで及び第1

	掲げる者 (漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。) 第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)	項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	10号までに掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)	掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)		掲げる者 (漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。) 第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)	項第6号に掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)	10号までに掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)	掲げる者(同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。)		
1・2	省略						1・2	省略					
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘	年8厘	3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分3厘	年1分1厘	年1分3厘	年8厘	年8厘
4~6	省略						4~6	省略					
7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施			同上	年8厘	年8厘	7	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施			同上	年8厘	年8厘

設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第937号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年 8月19日から 9月 1日まで

14条第1項の規定に基づき、東予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 2 作業期間 平成28年 8月 5日から
平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域 今治市（旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町）

○愛媛県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第939号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
四第4号	新居浜市八幡一丁目15番60号	有限会社永愛ヒューマンリソース	四国中央市妻鳥町乙127番地 愛媛県産業技術研究所 紙産業技術センター交流棟受付	平成28年 8月 4日

○愛媛県告示第940号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年 8月19日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500465	社会福祉法人喜久寿	愛媛県東温市北野田53番地1	菊 池 勝 義	居宅介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーション重信	愛媛県東温市北野田53番地1	平成28年 8月 1日
3811500465	社会福祉法人喜久寿	愛媛県東温市北野田53番地1	菊 池 勝 義	重度訪問介護	指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーション重信	愛媛県東温市北野田53番地1	平成28年 8月 1日
3811000128	社会福祉法人朝風会	愛媛県伊予市森甲6番地1	村 上 久	就労移行支援	空と大地	愛媛県伊予市本郡54番地3	平成28年 8月 1日
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅 海 清 仁	就労継続支援B型	ヘレン	愛媛県東温市田窪2054番地6	平成28年 8月 1日

○愛媛県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折633番1地先から 同町七折594番地先まで	平成28年 8月19日

○愛媛県告示第942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 8月19日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第19号 平成28年 8月 9日	伊予市下吾川字馬塚1160番、字宮田1318番13、1318番14及び字馬塚1160番 地先里道	松山市本町2丁目1-1 コウテイ建設(株) 代表取締役 西 原 哲 弘